

第4回政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議 議事概要

日 時：令和8年9月17日（木）13：00～15：31

場 所：議事堂6階601特別委員会室

出席者：政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議委員10名

資 料：第4回政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議事項書

資料1 政務活動費ガイドラインにおける各会派提出意見等の整理

資料2 「政務活動費を充当するのに適さない例」及び「会派として支出するのに適さない例」の見直しイメージについて

資料3 各会派提出意見等について

※別紙1～別紙9あり

当日配付資料

委 員：ただいまから、第4回政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議を開催する。

本日は、各会派から提出いただいた意見等について、各会派に持ち帰っていただいていたので、それぞれ各会派で協議いただいた結果の報告をいただき、また、事務局から追加の参考情報の報告も受けつつ、改めてガイドライン改正に向けた論点の絞り込みや、その方向性等についての意見をいただきたい。

本日の議論を踏まえて、次回のプロジェクト会議で、絞り込む論点についてのガイドライン改正案のたたき台や、中長期的な課題として整理する論点の案をお示ししたいと思うので、よろしくお願いします。

それでは、協議に入る。

まず、資料の確認を行う。

資料1は、前回、前々回のプロジェクト会議でも配付しているが、いただいた意見等を現行ガイドラインの該当する箇所に落とし込んで整理したものである。現行ガイドラインの記述等を確認するのに、適宜参照いただきたい。なお、前回のプロジェクト会議で自民党県議団からの意見の趣旨が明確になったので、事務所費の按分についての意見は、該当の箇所に移動して記載している。

資料2は、「政務活動費を充当するのに適さない例」及び「会費として支出するのに適さない例」に係る事務局からの検討事項について、全国

都道府県議会議長会の資料の更新を受けて、何をこのプロジェクト会議で検討してほしいのかを整理して示すよう、前回、事務局に対して指示していたので、それを受けた見直しイメージの資料になる。これらの検討事項については、この資料に基づき、改めて協議いただきたい。

資料3は、前回のプロジェクト会議で配付した各意見等について他都道府県の状況等の参考となる情報をまとめた資料をベースに、それぞれに対する各会派の意見や追加の参考情報を加えたものであり、主にこれに沿って委員間討議を行っていきたい。

それでは、初めに、「政務活動費を充当するのに適さない例」及び「会費として支出するのに適さない例」に係る事務局からの検討事項について協議を行います。

資料2の見直しイメージについて、事務局から説明願う。

事務局：(資料2により説明。)

委員：ただいまの説明について、意見、質問等はあるか。

この項目に関しては、資料2の最初の「見直しの方針(案)」の5つのポツ、基本的にはこの視点で見直すということなので、そんなに大きな変更ではないと思う。

委員：平成25年の全国議長会の資料、平成30年の全国議長会の資料ということで、全国議長会では定期的に議論され、見直されているのか。何か事が発生したときに、そういう協議の場が設けられるのか。

というのは、全国議長会が見直しをしたら、またその都度、三重県もそことの整合性等を見ていかないといけないものなのかどうか。その辺、教えていただきたい。

事務局：私が現時点でこの場で把握しているのは、平成25年と平成30年にそれぞれ改正があったということであり、定期的にやっているのだろうとは思っている。少なくとも8年以上は間が空いており、社会情勢も変化しているので、仮に何らかの改正がまたあれば、こういう場はあってもよいのではないかと事務局としては思っているところである。

ただ、議員の皆様の負担というか、また集まっていただいて議論するのに結構時間がかかるということもあるので、こういった形で議論いただくか、提案させていただくかというのは今後の課題かと思う。

委員：5年ごとというわけでもないが、今8年やっていないので、また社会的な何かがあれば、そういったことが議論になってくるかも分からない

し、選挙前だと余計に注目されるかも知れないので、また全国議長会のほうで今後改正されることがあれば参考にはしないといけないだろうが、全国議長会よりも厳格にしている分については、ここで書いてもらっている三重県議会独自の表記に実質的な意味があるものであれば、やはりしっかりとより厳格にしたほうが理解も得られやすいと思うので、次にまた全国議長会でそういった議論になるようなことがあったら、我々もそのときの議長から教えてもらいたいと思う。

委員：固定された定期的なものはないとは思いますが、法の改正等があれば全国議長会も見直しをするだろうし、三重県議会は三重県議会ですべて独自にしっかりと見ていくということだと思う。

ほかに意見等はないか。

全員：意見等なし。

委員：それでは、「政務活動費を充当するのに適さない例」及び「会費として支出するのに適さない例」については、**資料2**の方向で見直しの検討を進めることでよい。

全員：異議なし。

委員：それではそのようにする。

それでは、ここからは**資料3**に沿って、各意見等ごとに各会派から協議結果を報告いただき、事務局から追加の参考情報がある場合はその説明を受けた上で、委員間討議を行ってまいりたい。

まず、**資料3**の1ページの①、懇親会等での飲食に係る自民党県議団からの意見について、会派での協議結果を新政みえから順に報告願う。

委員：新政みえとしては、県民の理解が得られにくいということで、飲食を伴うものの計上は見合わせるべきということである。

委員：自由民主党としては、他県を見ると認められているところもあるものの、やはり県民の理解や透明性の確保の観点から、現時点では現行ガイドラインを維持して、飲食費は計上しない扱いが適当であると考えている。

なお、社会情勢の変化や他県の運用状況等を踏まえながら、中長期的な課題として、引き続き検討していく余地はあると考えている。

委員：自民党県議団としては、前回も申し上げたけれども、例えばある団体の総会や意見交換会、勉強会の後、連続して行われる飲食を伴う意見交換の場というのは、ある意味その前の総会や意見交換会と同じ性格を持つものであるということ、また、現状、他の都道府県議会では認められ

ていることから、これをしっかりと議論していくことが必要ではないかという思いで提案させていただいたが、今日の会派総会でもここを議論したけれども、ほかの会派は必ずしもそういった考え方ではないということから、もうこれ以上強くは主張しない。プロジェクト会議の結論に従う。

委員：草莽としては、原則、会食を伴うものは政務活動費に入れないということである。

委員：公明党としても、飲食に関する経費は計上しないほうがよいと考える。

なお、我々の任期も少なくなってきたので、改選後、必要に応じで議論してもらったらよいと思う。

委員：日本共産党としても、現行のままでよいのではないかと考えており、税金で食料費などの負担項目を拡大することはやはり理解が得られないのではないかと考えている。

委員：参政党としては、飲食を伴う懇親会費用は自己負担でよいと思う。

委員：各会派からの意見を踏まえて、この論点について意見や質問をいただきたい。

委員：提案していただいた自民党県議団も、周りの会派の意見を聞いた上でということを書いていただいたので、私もそうだが、世の中の流れが変わるなど、ガイドライン改正が必要であれば、改選後また議論をするということではよいのではないと思う。

委員：ほかに意見はいかがか。

全員：意見等なし。

委員：それでは、懇親会の飲食に係る部分については、現行ガイドラインのままとし、課題が出てきたときにはまた改選後に議論していくという方向にしたいと思うが、よいか。

全員：異議なし。

委員：それでは、そのようにする。

次に、5ページの②、事務所費の按分に係る自民党県議団からの意見について協議を願う。

この論点については、前回のプロジェクト会議の協議の中で趣旨が明らかとなり、事務局からの参考情報の聴取ができていなかったもので、まず改めて事務局から説明をお願いする。

事務局：（当日配付資料、資料3及び資料3－別紙2により説明。）

- 委員：それでは、会派での協議結果を新政みえから順番に報告願う。
- 委員：新政みえとしては、政務活動と後援会活動を明確に区別することは難しいということで、今の按分のままでよいということである。
- 委員：自由民主党としては、なかなか按分といってもどの活動がどれだけあるというのを数値化するのは難しいので、多くの他府県が採用しているように原則2分の1で計上ができるようにしたらどうかという意見である。
- 委員：自民党県議団としては、前回のこの会議の場で、実態として後援会活動ではなくてほとんどが政務活動に使われているという委員の意見もあったことから分かるように、ここは一度、現状、事務所を持っている全ての議員がどういう形で実態としてその事務所を使っているかというのを整理した上で、その事実に基づいた運用がされるべきだと思う。
- 委員：草莽としては、どちらかというところ今の自由民主党の意見と同じで、なかなか説明も難しいので、単純に2分の1にしたらどうかという意見である。
- 委員：公明党としては、前回も話したが、それ自体、もし本当にやるのであれば、防犯カメラや録音や何やらが必要となり、本当に根拠を示すというのは難しいと思うので、この「当日配付資料」で書いてもらった現行の考え方でよいと思う。
- 委員：日本共産党としても、現行どおりでよいのではないかと考えている。
- 委員：参政党としては、特に意見はない。現行どおりでよいと思う。
- 委員：ただいま各会派から意見をいただき、また、事務局からも追加の説明をいただいた。この論点について、委員の皆さんから意見や質問はあるか。
- 委員：事務局に質問で、「当日配付資料」では、現行はほとんどが（ア）の運用ということだが、三重県議会で過去に（イ）で運用されていたこともあるのかということと、その場合、その按分の根拠はどう整理されていたのかということについて教えてほしい。
- 事務局：現存している書類で分かる限りでは、（イ）はないというのが実態だと思う。
- 委員：今、自由民主党が言ってもらった「原則2分の1」というのは、「当日配付資料」の場合は3分の1が原則で、上限が2分の1という理解でいいのか、幾つ政治団体があっても2分の1を認めるということなのか、ど

ちらか。

委員：幾つあっても2分の1を認めるという意味である。

委員：分かった。当日配付資料の円グラフでいうと、他に2つあっても半分認めるということだな。

もう1つ、自民党県議団が言っていた実態に即した運用ができれば本当にそれがよいと思うが、この場合で言われるのは、実態に即したら2分の1を超える場合もあるということか。2分の1の上限というのかかっているけれども、それをもう撤廃して、実態に即したら3分の2が事務所費というのもあり得るということか。

委員：実態がそうであれば、そういう考え方である。

委員：分かった。

委員：この辺りは会派で少し意見が分かれるように思う。

自民党県議団に確認だが、現状を整理した上で事実に基づいた運用にしていけるべきだということに関しては、現状の事務所の使い方について一度把握するための調査のようなものも必要だということまで考えているのか。

委員：もし委員の質問にお答えしたとおりの運用にするならば、そこは明確な根拠があるわけなので、もしそういう方向で議論するのであるならば、実態がどうであるかということは調べる必要があるということになるが。

委員：という状況だが、どうか。この議論を中長期的な課題にするかどうかに関しては、各会派とも記載がないので、おそらく今期で結論を出してはどうかというスタンスでの意見だと思うが、このプロジェクト会議の中でも会派での意見が分かれるとなると、さらに詳細な、深い協議が必要になってくようかとは思いますが。

委員：事務局に確認するが、資料3の6ページの他都道府県の状況で一番多い22というのは、政治活動の事務所が何個あってもということまで書き込んであるということなのか。他に事務所が2つ、3つあっても2分の1に固定しているということなのか。この文章だけだと、ちょっとそこが読み取れないが。

事務局：資料3－別紙2で各個別の記載内容を書いているが、基本的にどれだけ活動とか事務所を兼ねていても、2分の1で割っていて、いわゆる按分が困難な場合は2分の1というのを事務所費にも適用しているという認識である。

委員：他に政治団体が2つ、3つあっても、2分の1を認めて、あとは6分の1ずつ按分するという感じになるということか。

事務局：政務活動以外に事務所がどれだけあって活動していたとしても、2分の1の按分での充当を認めているという認識である。

委員：そうすると、政務活動が議員事務所の活動として1つあって、政治団体が仮に3つあったとしたら、政治団体部分についても充当しているとなってしまうかねないが、そうしているということか。

事務局：そうである。政治団体数とかという考え方ではなくて、政務活動とそれ以外の活動と考えて、その区分ができないので2分の1ということで、どれだけ事務所や活動があっても、政務活動以外の活動として一括して捉えているという感じだと思う。

委員：その辺が、資料3－別紙2の書き込みを見てもない。その他の事務所の数というのが、岩手県とか、今ぱっと斜め読みしている段階ではない。ここに※印をつけてもらっている宮城県は、一番下の（ロ）のところで「政務活動費での負担割合を2分の1以内とする」と書いてある。でも、資料3の6ページでは22のところに入っているが、「2分の1以内」がどうして「2分の1」に限定されているのかというのが、ちょっと分かりにくかったので質問した。

ここに関しては、今日いただいた資料を僕もまだ読み込めていないので、各県の割り方の中身も、多分丁寧にこの資料をつけてもらってあるのでこういうのを見ながら、そして、先ほど言っていた自由民主党や草莽の「原則2分の1」ということ、自民党県議団が言われた「活動実態に即した」ということ、そういったいろいろな意見があると思うので、これも大変申し訳ないが、この読み込みの時間も欲しいし、その上で、次回やるのか、もしくはもう改選後、新しい議員になったときに、例えばどういう事務所の使い方をしているかというのを各議員が事務局に出すとか、そういう実態も見ながら決めたいと思う。改選後、県民や有権者から見て一番ベストな考え方というのをもう一回考えてもらったほうがいいように思う。今、これは決まらないと思うが。

委員：正副座長として、とりあえずスケジュール感で申し上げると、本日、大体方向性だけ定めてまいりたいと思っているが、このように少し時間がかかるなというものに関しては、中長期課題として取り扱い、次の任期の方々に議論いただくということがよいのではないかと考えている。

そうなる、この事務所費の按分についても、とりあえずは現行のままということになってこようかとは思いますが、これは課題として送るという形で取り扱いたいと思うが、よいか。

全 員：異議なし。

委 員：それでは、この事務所費の按分の項目については、そのようにさせていただく。

次に、9 ページの③、車賃に係る新政みえ及び自由民主党からの意見について、会派での協議結果を新政みえから順に報告願う。

委 員：新政みえとしては、県職員の旅費規程と異なる規定とする明確な根拠はないということで、準ずるとしている現行規定のままだと妥当であるという判断をした。

委 員：自由民主党としては、県職員に倣ってというところがあるので、現時点では現行どおりが適当であると思う。

委 員：自民党県議団としては、基本、現行のままで、プロジェクト会議の結論に従う。

委 員：草莽としては、基本現行のままでよいが、もともとの県庁のほうの積算根拠が不明確なので、そちらもゆくゆくは明確にさせていただいたほうがよいのではないかと思います。

委 員：公明党としても、現在の積算は妥当であると思っているし、もし社会的変更が生じた場合は、執行部側も積算されると思うので、それを見て判断すればよいと思う。

委 員：日本共産党としても、見直さなくてよいと思っている。県庁のほうでしかるべき基準があると思うので、そちらに準じたらよいのではないかと考えている。

委 員：参政党としては、県職員が見直すときに合わせて見直せばよいと思う。

委 員：草莽のおっしゃったことについては、一応資料 3 の 12 ページに平成 30 年当時の根拠は記載しているが。

委 員：「÷ 2」の根拠が何かとか、その辺の根拠がなかなか分かりにくいので、明確に説明があったほうがよい。

委 員：前に私が確認した記憶でいくと、自己都合による使用による按分で 2 分の 1 という事だと思ふ。

この論点について、参考情報についての補足説明があるとのことなのでお願いします。

事務局：資料 3 の 10 ページの表の左から 2 つ目に、19 円のところが 1 つある。
これは大阪府であり、前回の資料では 37 円ということで整理していたの
だが、後ほど 19 円であるということが判明したので、ここの部分だけ訂
正報告させていただく。

委 員：確認すると、大阪府が 37 円だったのを 19 円にしたのか。

事務局：我々が大阪府の資料等をよく確認していく中で、19 円だったとい
うことが判明したということである。

委 員：分かった。

それでは、意見、質問等はあるか。

委 員：不明確だと言ったのは、例えばガソリン代はこれでよいし、例えばオ
イル代も「オイル価格÷交換目安距離」でよいのだが、全てを業務で使
っているわけじゃないのに、それが先ほどの「÷ 2」であつたりとか、
その辺のところの算定式が不明確という部分がある。

委 員：そこは割ってしまうとまた下がってしまうが。

委 員：なので、単価は別として、政務活動の中では不明確なものは 2 分の 1
だし、全てを公務で使っているわけではないのに全額出すのはいかな
なものかというのがうちの意見である。

委 員：何分、県職員のところに準拠している手前、その根拠について議会と
してなかなか突っ込めないところもあるので、またちょっと個別で。

委 員：向こうが説明できるような根拠で今後決めていただければと思う。

委 員：今の委員の発言を聞いて、本当にそのとおりだと思った。車両償却費
と維持修繕費は私的に使う場合と公務で使う場合とで「÷ 2」にしてい
るが、ほかは全部実費となっているので、また一遍、執行部にその辺の
根拠は聞いておいてもらえればなど。別に上げることが目的の会議では
ないと思うので、必要に応じて、税を使わせてもらっているので、下
がるということもあり得るのかなと思う。そういう意味で、やっぱり根拠
はしっかりと我々も知っておくことが必要かなと思う。

委 員：今の話はどこに書いてあるのか。ガソリン代は走った距離だけで、維
持修繕費は私用の分を割っているって、どこかにそういう表記があるの
か。

委 員：それは執行部が県職員の旅費を算定するに当たっての根拠として、内
部資料として多分持っているものだと思うので、議会として持っている
ものではない。

委員：資料3の12ページの根拠だとすると、結局走った距離の中にガソリン代とか、タイヤ消耗分とか、オイル消耗分とかが入っているので、走れば走るだけ上がるし、走らなかったらそれだけ入らないので、そこに私用の部分は入ってこないという理解ができるのではないのか。

委員：ガソリンに関しては使った分しか上げないのでよいけれども、例えば私の車でいうと、政務活動で使っているのと、そうじゃないときは私用でも使っているんで、オイル代やタイヤ代というのはなかなか。全体の交換目安距離をどう出すのか、この0.6円とか2.5円という金額がそういうところまで全部含んでいるのかも含めて、この数字の根拠を一遍説明してもらいたいということである。どうしても1台の車を私的に使う場合と政務活動等で使う場合とがあるので。

委員：この12ページの表の金額の正当性、客観性はどうかということか。

委員：そうである。

委員：分かった。

委員：平たく言うと、12ページのガソリン代以外は、公的なときもあれば私的なときもあるので計算式を「 $\div 2$ 」にすべきじゃないかという意見である。ガソリンについては2で割る必要はないが、車両償却費と維持修繕費は2で割っているのに、オイル代、タイヤ代、任意保険料は2で割っていない。そうしないと、公務なのか自分で使っているのか明確ではないので、2で割ったらどうかという意味合いである。

委員：「 $\div 2$ 」が妥当なのか、もしくはもう頭からタイヤ代やオイル代は既に「 $\div 2$ 」を織り込んだ金額なのか分からないということがあるので、根拠を教えてもらったほうがいいんじゃないかということでも言わせてもらった。

委員：23円 $\times$ 距離数という計算式で、もう既に私用で走っているところは省かれているという理解でいいんじゃないのかなと思うが。

事務局：今、確認しているが、おそらく私用と公用で2分の1という考え方はなかったと記憶しているので、そこは正確ではないと思う。

委員：議論が盛り上がっているが、これは県職員の旅費規程に準拠しているだけの話で、この根拠を我々として見直すという方向ではないので、ここにあまり時間をかけるべきではないと思う。

ただ、根拠については、やはり関心の高いところなので、また事務局のほうで調べていただいて、このプロジェクト会議のそれぞれの委員に

お知らせいただくということにしたいが、よいか。

全 員：異議なし。

委 員：では、この車賃を見直すということについては、現行のままという方向としていきたいと思うが、いかがか。

全 員：異議なし。

委 員：それでは、そのようにする。

次に、13 ページの④、海外政務活動に係る事務局からの検討事項に関し、前回のプロジェクト会議で出された公開に関する見直しの意見について、会派での協議結果を新政みえから順に報告願う。

委 員：新政みえとしては、2 については提出した会派意見から変更をお願いしたい。

まず、1 については、統一したほうが分かりやすいということである。

2 について、費用の報告会での公開は必要ないと考える、としているが、この根拠として、ホームページ上で費用は公開されていると誤解していた。ホームページ上で費用は公開されていないので、報告会で費用についても公開すべきと訂正させていただきたい。

3 については、透明性を高めるために必要と考えるということで、公開すべきということである。

委 員：今の運用で特に問題が生じていないので、今のままの運用でよいのかなと思う。一方で、報告方法や情報公開の在り方などの説明責任を上げていくということについては、中期的な課題として、今後も積極的に検討していけばよいと思う。

委 員：福岡県議会の例を持ち出すまでもなく、海外視察には多額の税金が使われているので、やはり行程等の中身とその成果の報告については、今よりも丁寧に県民に公開をする必要があるという考え方の下、統一すべき、公開するべきということになった。

委 員：全て進めるべきだと思っているが、唯一問題があるとなると、費用の決済に時間がかかるので、報告会が遅れてしまわないかだけはちょっと懸念されるけれども、すべきだと思う。

委 員：今、他県によるいろいろな問題が提起されている中なので、特に三重県議会としてはより丁寧な成果報告や県民への公表が必要となるし、求められるんだろうなと思う。今やっている報告会はとても有意義だとは思いますが、※印で書いているように、報告書の統一が必要ではないかとい

うことと、渡航費用を内訳も含めて公表することが大事ではないかなと思う。

委員：私も同じく全体的に進めていくべきだと思っており、今の時点でも報告会は行われていて、議員が質問できるというように一定は開かれている現状があると思うけれども、やはり議会の内部の感覚と県民や外部の感覚は違うと思うので、県民への公開というところはより力を入れていくべきだと思っているし、費用も明確に示していくべきだと思っている。

委員：本当に注目を浴びている項目だと思うので、書式を統一し、費用の公開もして、報告会直後でもいいのでホームページなどで上げていく必要があると思う。

委員：ただいま、全会派から意見をいただいた。見直しの意見を含めて、この論点について意見、質問はいかがか。

委員：追加だが、これ以上広げたくないという方はいらっしゃらないと思った。ほかの都道府県の議会等では、もっと開きなさいという申入れを、例えば共産党がしていたりするが、三重県議会は結構進んでいるなとは感じている。今の時点で、これからもっとよくしていくということを外に出していくと、三重県議会は進んでいるなという印象をより県民の皆さんにも持ってもらえるのではないかなと思ったので、ここについては早く検討を進めてもよいのではないかなと思った。

委員：事務局に質問だが、我々自由民主党会派は、この報告や情報公開に関しては積極的にしていくべきだという意見だけでも、これについて「しかるべき議論の場において」ということをつけさせていただいた。この情報公開についての議論については、このプロジェクト会議ですべきなのか、ほかの何か、例えば議会改革推進会議でやるべきなのか、この辺りというのは、このプロジェクト会議で進めていく内容ということでよいのか。

事務局：この場で議論していただくというので構わないと思う。

委員：前回のこの会議の中でも、これはどこで議論をするべきなのか、情報公開はここではないのかもしれないといった議論があったので、私たちの意見の中では「しかるべき議論の場」とつけさせていただいたが、ここでということで理解した。

委員：各会派ともこの３点のポイントについては進めるべきだというふうな意見で、同じ方向を向いていると思う。

ただ、委員がおっしゃったとおり、報告会において費用を報告するというところまで求めると、速やかに報告というところが、そこにちょっと時間がかかってしまうことになりかねないというのは実情としてあるとは思った。

そういうことからすると、私が皆さんの意見を聞いて思うのは、様式は統一するべきだし、費用も幾らかかったのかは県民の皆さんに公開するということはあるべきだと思うし、ホームページにも掲載をするということによいと思うが、報告会での費用の報告を求めてしまうと、ちょっと報告会自体が遅くなってしまうというところがあるので、費用については後になるけれども公開するというような方法論はどうかと思うところである。

様式の統一をする、報告会は速やかに行う、ホームページ上に報告書も掲載してオープンにする、費用に関しては決算ができた時点で速やかにホームページ上に掲載して報告するというところでどうかと思うが。

委員：それこそ一番大事な報告だと思っている。政治と金で今問題になっているのは、速やかな報告も大事だが、それ以上に税金が原資になっている視察費用がどういうふうに計算されているのかを出すことがやっぱり大事である。決済額が出てくるのにどれぐらいかかるのか私は分からないけれども、今まで報告会で結構前のものも報告をもらっていて、「速やか」というのがどれぐらいのイメージか分からないが、2か月とか3か月空いていたものもあったと思うので、「速やか」の基準というのを、この場なのかどうか分からないが、考えたらよいのかなという感じである。

委員：実情を申し上げると、例えばクレジットカードを使うと何ドルと出る。そのレートがクレジットカードによって全部違うので、そのレートで全部計算し直す必要があるのと、現金で払う場合は、それを払ったときの換金レートが要る。途中で換金したらまた別のレートで計算するので、そのレート計算が面倒くさいということである。

委員：そうか。旅行会社を使って行っているわけではなく、個別で行ったときに、博物館に入ったとか、何か自分で払うとかの場合か。

委員：例えば、タクシー2台に乗った場合、私が払ったドルが仮に10ドルで、別の委員も10ドルとすると、タクシーによって、レートが158.3円のものと158.2円のものがある。それを全部計算して、按分していくので、全員

のクレジットカード決済が終わってからしか細かいところはない。というのと、その計算でいいのかということを事務局がチェックしているので、遅くなっている。怠けているわけではないのだが、最終的にクレジットカードのレートの問題がある。

委員：またこの辺を皆さんで議論したい。一番説明しないといけないのは何なのかが大事になってくると思うので、その辺でもしかしたら考え方の違いがあるかも分からないが、速やかさと、我々事務所費の按分とかそういうのも全部税金を活用させてもらっているからこそ、しっかりと納税者に見せるべきものは見せないといけない。それが何なのかということから考えて、速やかさがどれぐらい早くしないといけないのかということも検討したらよいのではないかなと思う。

あと、日本共産党が言ってもらったように、これをできるところから、今行かれている方がいるのか、これから行く方がいるのかどうか分からないが、次の海外政務活動報告会があるのであれば、そのときからできるところはやってもらったらいいいんじゃないかなと思う。様式の統一とか、皆さん意見一致なのだから。

委員：海外視察の費用の報告のことについて、これこそ早くという趣旨での発言があったが、それを変えようと思うと、ガイドラインを書き換えなないといけないのかなと思う。

今、旅費の収支ソフトで打ち込んだりしているが、直ちに打ち込んでいる人ばかりじゃなくて、それは駄目だということになっていない。事務局のチェックのためにちょっと早くしてよというのはあるが、最終、年間まとめて4月末までに提出、7月に公開というルールになっている。なので、もっとタイムリーにやるには、ガイドラインのどこかで、海外政務活動の旅費については、ちょっと別のルールを作らないといけないのかなと思う。

委員：資料1の11ページに、「海外政務活動結果報告書（報告様式は任意）を議長に提出し、その後なるべく早期に公開の報告会を実施することとします」と現行ガイドラインの記述がある。そこに、かかった経費についても、経費報告書になるのか分からないが、1つ加えたら済むのではないかな。

委員：先ほどの話に付け加えると、ここでは「報告様式は任意」となっているが、これを統一化していくということであれば、「統一した報告様式」

というふうにここを変えればこちらのほうもいけるのではないか。

委員：ここに旅費のことを加えるということだな。

委員：方向性としては、公開していくということで統一見解だと思う。

方法論に関しては、先ほど言ったような事務作業上の問題等もあるので、方向性はこういう方向性にして、方法論のところではどうしていくかの課題は事務局のほうでも確認いただきたい。たたき台としては、統一する、報告する、報告するという方向で本プロジェクトとしてさせていただいて、後に課題があれば、そのところをどうしていくかということとはまた議論するということにしてはどうかと思うが、いかがか。

全員：異議なし。

委員：それでは、そのようにする。

次に、15ページの⑤、動画・SNSを活用した広聴広報費に係る自由民主党からの意見について、会派での協議結果を新政みえから順に報告願う。

委員：新政みえとしては、慎重な議論が必要と考えるということで、中長期課題とするべきということである。

委員：自由民主党としては、動画やSNSは今や議員活動にとって重要な広報手段なので、現行ガイドラインにも実態を反映させる必要がある。そのために経費を広聴広報費の対象と明記することが適当であると考え。按分については2分の1を基本としつつ、引き続き検討することが望ましいと考える。

委員：自民党県議団としては、こういう時代なので、明確にガイドラインに記載することが必要であると思う。按分については、これまでの紙媒体で発行したものと同様の扱いにすればいいのではないかと考える。

委員：草莽としても、自民党県議団と同じ意見である。

委員：公明党としては、あまり分かっていなかったが、動画やSNSも既に使って政務活動費として上げてもらっているところもあるということであり、どのように計上しているのかというのをチェックさせてもらっていないので、現在、どのような種類のものが挙げられているのかや経常経費の範囲などについて、また今後共有してもらえればと思う。それで数年やってもらって、指摘的なものがないのであれば、それらを基準に一定のルールづくりというのが必要になってくるのかなと感じている。

ただし、これも今年度は情報共有・整理までとして、改選後に送って

もらえればなと思う。

委員：日本共産党としては、動画・SNSは、広く県政や県議会のことを広報・周知し、知っていただくための大きな手段に実際なっていると思うので、議会活動についての発信というのも対象として明確に位置づけをする必要があると考えている。

按分等については、ここの文章では書いていないが、ここは検討が必要だと思っており、既に計上されているという事例もあるというのを踏まえつつ、他県のことなども参考にしつつ、事務所費のようになかなか政治活動と議会活動とが分けづらいという側面もあるので、しっかりとした検討が必要かなとは思っている。

委員：参政党としては、動画・SNSは結構多岐にわたるのでいろんな方法があると思うが、明確に政務活動と政治活動が分けられるのであればいいのかなと思うけれども、ここに書かせていただいたように、選挙が近くなってきたからの動画作成とか、選挙目的にならないようなものが必要ではないかと思う。広聴広報費として上げるのはあくまでも政務活動で、それ以外の選挙活動につながるようなものは個人負担というのは当たり前のお話である。ただ、それが客観的に分かるような形にしたほうがいいのかと思う。

委員：なお、この論点についても、事務局から追加の参考情報があるので、説明願う。

事務局：（資料3及び資料3－別紙6により説明。）

委員：ただいまの各会派からの意見や事務局からの追加説明を踏まえて、意見や質問をお願いする。

委員：自由民主党の会派提出意見の「一方で、これらの経費は既に政務活動費として計上されている実態があるものの」というのは、他県のことを言っているのか。三重県議会の中で、自由民主党の中で上げている人がいるのか。

委員：これは事務局に聞いたほうがいいかな。

事務局：もう既に経費を計上していただいている方はいる。

委員：追加で、自由民主党以外の会派もいるか。

事務局：いる。

委員：その場合、按分はどのようにしているのか。事務局がチェックしているのか。

事務局：紙媒体の場合だと手元においてどれぐらいの面積かというのが容易に分かるけれども、ホームページや動画になると、その辺りがすぐに分かるわけではないので、実態としては按分とまではちょっと手が追いついておらず、現状としては全額を計上していただいているというところである。

委員：2分の1以内で計上しているのか。

事務局：全額を申請いただいている方については全額で計上していただいている。記憶では議員の中で自主的に2分の1で上げてもらって、それで支出している例もあったと記憶している。

委員：今、上げている人がどうのこうのではなくて、チェックされた場合に、その人が説明責任を果たせばよいだけでなので。ただ、やっぱり議会として一定の按分をするのか、100%を認めるのか。この裁判例を見ると、先ほど事務所費の政務活動費の使い方もそうだが、やっぱり動画になると割合等の根拠を示すのがなかなか難しい。まだ紙面のほうが感覚として分かりやすいかなと思うが、その意味では、按分をどうするかというのをしっかり今後議論する必要があるだろうと思う。

参政党が言っていたように、選挙が近くなってくるとその辺との兼ね合いとかもあるので、4年に1回の選挙が近づいてきたときの動画の分け方というのも難しいんだろうなと思う。要は、政務活動だけでやってもらっていたらよいが、それで済むような内容なのか、今100%で上げてもらっている方がそういう感じでできているのかどうか。それによつては、選挙前になると非常にチェックが厳しくなってきた気をつけたほうがいいので、よく按分等についてはしっかりと協議して、ガイドラインに書き込むということが改選後必要ではないかと思う。

委員：私も確認させていただきたいが、先ほどの説明の中で、現在、100%で上げられている実態があるということだった。もちろん現行のガイドラインに基づいてということなので、それがいいのか悪いのかというところは置いておいて、私たちは現時点でその按分については、なかなか分からないものは原則2分の1ということの基本とするのが大前提なのかなと思っていて、これは現行のガイドラインに即座に反映させないと、今のところ動画・SNSにおける費用に使える形になっているので、2分の1という記載をしていかないと、今後も100%計上というのが続いていく状況なのではないか。もしそうであれば、即座に基本的に2分の1

ということだけでも記載したほうがより県民の皆さん方にも分かりやすい説明になるし、議員の皆さん方も使いやすいし、説明責任を果たせるんじゃないかと思うが、その辺りはどう考えたらよいか。

委員：これも資料1の13ページに現行のガイドラインの記載がある。中段の少し上のほうに「（３）広聴広報費の支出の際の注意事項」として、広報紙（ホームページ含む）の作成費の計上について、「また」以降で、「計上できる程度については、政務活動に係る部分の紙面（画面）割等で適切に按分することが必要」ということなので、面積や記載内容ではっきり分かるようなものはしっかり4分の3とか2分の1とか、そういうふうにやってもらっているが、動画やSNSの場合はこれがなかなか難しい。事務局としては、今、計上している議員の分について精査してもらうときには、実態として、一応認めてもらってはいるということである。議員個々が、按分するのが難しいので、内容的にこれは2分の1というものに関しても、認められているということである。現状のガイドライン上も動画・SNSについて広聴広報費として計上することについては異論はないところであるが、按分がやっぱり問題になると。

委員：按分のところが、この現行ガイドラインのままだと、そのまま100%で全部適用されていくのであれば、例えば紙面だと4分の1以上顔が映ってはいけないとかというのが、動画になるとそもそも顔が真ん中に映っているじゃないかということもあるので、動画・SNSで按分しようがないというものに関しては全部基本2分の1ということを書き込んだほうがより理解されやすい政務活動費の使い方になるのであれば、僕は即座に記載していくべきではないかと思うが、その辺りを教えていただきたい。

事務局：副座長がおっしゃったことはごもっともかなと思うところはある。ただ、按分をどこに置くのかというところがなかなか難しい部分もあり、いろいろ議論を尽くしたのかと言われるとなかなかそうではない部分もあるのかなと思う。おっしゃることは本当に納得する部分もあって、なるべく速やかに2分の1ということで決めてアナウンスできればよいが、もしこれを引き続き検討ということで、次年度、改選したメンバーで話をしたときに、仮に違うような結果になった場合には、また行って来てというようなこともあったりするのではないかというのはちょっと懸念として今思ったところである。

委員：我々の政務活動費は別に事務局に了解をもらってやっているわけじゃなくて、言い方は悪いが、事務局には何の責任もなくて、100%で上げた人が説明を求められたら、その人が説明するという事なんだと僕は思っている。事務局はあくまでも数字上の間違いがや距離の間違いがないかなどをチェックするということで、今のガイドライン上、駄目と書いておらず、言えるものがないので、事務局は100%で認めざるを得ないと思う。なので、最終的に帰着するのは政務活動費は各議員になってくると思うので、その上で、副座長が言ってもらったように、ここを2分の1にするべきかどうかというのは、僕はもう今の時点で100%で上げている人が心配なので言っており、何か言われたときにどうするんだろうと思っているのだが、早めのできるのであればいいなとは思いますが、ちょっと悩ましいところである。

委員：委員がおっしゃったが、議員の責任でということなので、10分の10にするのも、2分の1にするのも、もうその人の判断と責任の下でということになると思う。

委員：となると、ガイドラインは別に見直さなくてもよいということになるが。

委員：それでいいと思う。

委員：ただ、目安となるのは、事務局が参考資料としてつけてもらっている18ページの裁判例で、そこでは2分の1とすることが妥当であるとしている。動画・SNSについて、今回ガイドライン上見直すべきであるというのは、今まで広聴広報費では「（ホームページ含む）」としかしないものを、時流に沿っていけば、動画やSNSも明文化するべきではないかという意見に対して、議論・協議する中で、そこをもし入れ込むとすれば、動画・SNSの按分についても、紙面であれば面積で按分しやすいけれども、動画・SNSの場合はしにくいというところがあるので、何らかの根拠をどこか探しに行かないといけなくなり、根拠を探しにいったところ、裁判例で見ると、2分の1、50%ということが事例としてはあるということがこのプロジェクト会議に示されているので、そこに基づいて意見や判断をいただきたいところである。

委員：按分については、確かにまだ議論を尽くしていないので、ここは議論をしていくべきというところで、理解させていただいた。

やはり現行のガイドラインは広報紙とホームページのみの記載になっ

ているので、ここについては動画・SNSを含めていただきたい。「ホームページ等」として「等」という言葉をつけるだけでも、現状に沿った形になるのかなと思うので、まずはこのように追記する改正をすぐにもすべきだということを私から要望させてもらう。

委員：18ページの裁判例は、中に政務活動以外の政党活動、選挙活動等が入っていたときの話ではないか。だから、100%政務活動の報告だということであれば、この裁判例は該当しないのではないかな。

委員：紙媒体の場合は、顔写真は紙面の4分の1を超えない範囲でとされているが、動画・SNSの場合は、その人がだーっとしゃべっていると、例えば10分しゃべったとしたら、その人の顔がずっとあるというところはある。

委員：そういう基準で考えると、SNSでも静止画のものもあるので、動画で判断しにくいものについてならよく分かる。

委員：厳密にしようと思ったら、どれだけでも厳密にできるが、それもすごく手間がかかる。私自身もSNSをよく使う立場なので、よく議論したいなと思う。

この裁判例の右側の部分でいうと、幾ら議員がこれは政務活動だと言っても、客観的な立場で見れば、政治活動であり、かつ、議会活動でもあり、どちらともいうことで、これは結構人によって評価が変わり得るので、やはりここは個人的には、明確な基準をつくるとするならば、この裁判例の結論を三重県でもなぞっていくと、いろんな人から理解されやすいのではと思う。議論を尽くすといっても、どこまで議論するかというのも難しいところなのではないかなと思う。

ただ、明確な基準をつくる必要性はどこにあるかということについての私の意見を言うと、全部税金だからと発信すると、やっぱり責任感が薄れる部分というか、SNSの発信というのは今本当に嘘だったり本当だったりというのがごちゃ混ぜになっていて、それが社会的な問題になるという側面もあるので、一定私費を使う部分で自分の責任も乗せることによって責任ある発信にもつながるのではないかと、私がSNSを使って発信する上では思っている。そういった中でも、どう県政のことを県民に広く伝えていくかということで、SNSの発信ではやっぱり責任感というところも重要なのかなと思っているので、私は明確な基準をどこかで設けることは必要かなと思っている。

委員：例えばホームページでも、自分で作る場合、業者に頼む場合、維持管理してもらう場合、ユーチューブなどの動画・SNSでも、ちゃんとしたところにカメラを持って来てもらって、撮ってもらう場合、自分らでやる場合等で、その経費がいろいろ違うと思う。だから、僕が書かせてもらったのは、今どのような形のものが実際に計上されていて、それはどういう内容なのかということ等、三重県議会のことじゃなくてもよいので、一般的にホームページも含めた動画やSNSなどがどのように計上されているのか、他県の例も含めて、あるのであれば、ちょっと見たいなと思う。

例えば、紙媒体にしても、印刷屋への費用とか、その紙面をきれいにしてもらうためにデザイナーに頼んだらデザイン費というのにも必要だし、そういうのも按分していったり、いろいろ考えていくんだと思う。SNSといっても、単に自分で打って発信するというものもあれば、やっぱりより良いものにしようと思ったら、専門的な人に来てもらって、プロにお願いするとか、そういうのもあると思うので、どういうのをというのはある程度議論しないといけないと思う。

委員：事務局に確認するが、三重県議会において動画・SNSを政務活動費で計上して認めているケースの中で、その内訳、制作費とかそういうものについては、どういうふうに把握しているか。

事務局：私の記憶している限りでは、制作費も計上いただいて、認められている。

委員：制作費の場合は、民間の事業者の制作ということか。

事務局：そうである。

委員：というのが実態のようである。

動画・SNSに関しては認めていくという方向でよいとは思いますが、按分のところをもう少ししっかりと協議したほうがいいのではないかなというようなところがあると思ったが、そういう受け止め方でよいかな。

委員：座長のおっしゃるとおりで、もう今の時代、動画・SNSというのは、より今まで届かなかった人に、県議会議員としての様々な活動、政務活動を届けられるということではよいと思うのだが、その按分とか、どういった経費までを計上するのかというのは、またしっかり今後議論していければなと思う。

委員：そのとおりでよいと思う。SNS等の媒体を使った活動報告は政務活

動ガイドラインの中で認めていってよいと思う。先ほどから議論になっている按分については、例えばその動画の中に政務活動以外のことがばんばん出てくると、紙面の中でも違うものが出てきたら、それは明らかに全額は認められないと思う。ただ一方で、それではもう2分の1までに抑えろというのもちょっと乱暴で、8割、9割、政務活動の内容があるのに2分の1で切ってしまうのも乱暴なので、今後十分な検討をしていければと思う。

委員：懸念しているのは、例えば、LINE公式アカウントを取って、動画で政務活動や県議会の報告をするとすると、選挙が近づいてきたら、参政党が懸念されているように、LINEの発信であれば「投票に行きましょう」までできるわけである。そうすると、それをも含めたものという捉え方もできてしまう。ユーチューブの発信も県議会の報告だけ言っていればよいが、何か違うことを言っていた場合、事務局が上げている全議員の動画を全部チェックできればよいけれども、なかなかそこも現実的にはやっぱり無理だと思う。そこら辺のところをどう捉えるか、どう考えていくか。県議会議員として、政務活動の中で、県政報告、県議会議員としての発信をしていくことはもう至極当然の流れだと思うが、内容のチェックがやはりなかなか難しいということがあり、その按分のところが難しいということで御理解いただければと思う。

委員：委員が言われたように、政務活動費の使途や結果については議員が責任を持つものなので、事務局にそこまでチェックせよなんてことは言えない話だろう。

委員：ただ、事務局としても、そういうのを看過してしまうことに関しては、議員を支えていくという立場から、やっぱり内容についてもできるだけチェックをしたいというところだと思うので、そこを議員の良識をもってしっかりと説明ができればもちろんよいのだろうけれども、こういう裁判とかになってしまわないようにというところで、事務局としてチェックをしているということだと思う。

委員：私は按分の基準を設けたほうがよいと考えているのだが、もう1個の理由として、紙媒体とまた違うのが、紙は配っていくことが目的だと思うけれども、SNSとか動画というのは、配信しても、ある程度自分の手元に資産として残っていくものだと思う。そういう点で、議員個人の所有という意味合いも結構大きくなってくるので、そういう意味でも公

費半分、自分の分半分という側面もあるのではないかと考えている。

委員：ちょっと自分のところに残るとするのは、あまりよく分からない。

委員：委員にも心配してもらったが、僕が言いたいのは、事務局にはチェックをしてもらい、これはちょっと危ないんじゃないか、これはいいんじゃないか、これはやめたほうがいいんじゃないかって言ってもらって、最終的に決めるのはこちらだし、説明責任を求められるのも我々で、ほかで出たときによく事務局の職員が代わりに答えているケースがあったようだが、ちょっと気の毒だなと思う。最終的にガイドラインで解釈が全て整って、いろんな解釈ができて、それによってチェックをしてもらって、でも最終、いやいやこれでいくんだというのを決めるのは自分たちなので、最終的な説明責任は議員側にあるという意味で言わせてもらった。その辺、危険なところをチェックしてもらって、アドバイスしてもらうのが事務局の仕事なのかなと思う。

委員：一般の方が動画を見たときに、これを政務活動費で作っているのか、自費で作っているのか分かりにくいと思う。紙媒体だとよく下のほうに「こちらは政務活動費を使っています」というふうに記載されているので、可能であれば、動画でも「こちらは政務活動費を使っています」と載せたら分かりやすいのかなと思った。

委員：今、委員が言われたとおりで、政務活動を使うのであるならば、それぐらいの責任が必要と思う。何か言われたときに自分が答えられるものを担保するという意味で、今の委員の意見に個人的には賛成する。

委員：そういうガイドライン上の記載をして、その動画の中でこういうことを運用上するのが望ましいというようなところまでであると、より身を正している、襟を正しているというように県民に対して見せられるというものもあると思う。あとは、説明責任は議員にあるのでガイドラインなしでよいではないかという話ではなく、我々の議論というのはやっぱりそこだと思うので、今、言っていただいた意見というのは参考にしていけばいいかなとは思っている。

ということで、方向性としては、ガイドラインとしては記載をしていくけれども、按分については、またはそのガイドライン上の動画やSNSの内容の注意事項・留意点等については、まだ議論を深める必要があるというようなことで、たたき台としては次回まとめさせていただきたいと思うがよいかな。

全 員：異議なし。

委 員：それでは、そのようにする。

暫時休憩し、午後 2 時45分に再開する。

(休憩)

委 員：それでは、休憩前に引き続き、プロジェクト会議を再開する。

次に、19ページの⑥、事務所費等の支出上限額に係る自由民主党からの意見について、会派での協議結果を新政みえから順に願います。

委 員：新政みえは、現行のままで見直す必要はないと考える。

委 員：自由民主党としては、議員活動の実態や政務活動費制度の趣旨を踏まえると、より実態に即した運用ができるよう、事務所費等に係る上限額の制度については見直しを行い、撤廃する方向で検討してもよいと考える。ということは、実態は事務所費等をもっと政務活動で使ったのに、半分しか上げられないのではなくて、もっと政務活動費を出せるように、上限額をなくしてほしいという趣旨である。今期中のガイドライン改正に向けて検討を進めてほしい。

委 員：自民党県議団としては、基本、現行のままで。

委 員：草莽としては、議員で説明できれば、上限は取り払ってもよいのではないかと。別にそのままで結構である。

委 員：公明党の委員が中座しているが、現行どおりと伺っている。

委 員：日本共産党としては、物価の高騰等もあり、必要経費が上昇していくという傾向もあるので、その分、個人で説明ができればよいのではないかと。思っていて、見直しをしてはいいかかと思っている。

委 員：参政党としては、多分この人件費、事務所費というのが政務活動費の中でも結構大きな割合を占めるのかなと思うが、その中に人件費も含まれているので、人件費は分けてもいいのかなと思う。自分はこういったことを上げていないので、上限がないほうがいいんじゃないかという方の意見も聞きながら、進めていけばいいのかなと思うが、皆さんの意見に準じる。

委 員：各会派から意見をいただいたが、皆さんから意見、質問はいいかか。

委 員：この議論に際しての参考ということで、この年108万円の上限があって困っているという人の意見がぜひ聞きたいなと思っている。私も事務所費や人件費をあまり使っておらず、苦になっていないというのが現状なので、参考に教えていただきたいと思う。

委員：これは自由民主党会派から提出させていただいた内容だが、現に正直この108万円を超えている方が我が会派にいるかどうかというところまで確認を取っていないので、実態は分からないが、ほとんどいないと思う。

ただ、制度として、これはもともと政務調査費のときに、調査を主体としている中で、この108万円の壁を設けたということで、今これが政務活動費と名前を変えたけど、その108万円の壁というものは今全国的にも三重県だけしかないという話だったので、そういう制度であれば、そもそも実態に即した形で、この108万円の壁はなくしたほうがいいんじゃないかという話が我々の会派から出たので、意見として提出させてもらっているというところである。

委員：意見としては、見直す必要はないという意見と、撤廃してもよいのではないかという意見と、108万円という数字をどう動かすということも含めて見直すという意見ということで、意見が分かれているといえれば分かれている。

委員：私は一銭も使ったことがないけれども、うちの会派であったのは、政務活動費が減額されていたときにオーバーしたような例は聞いているが、今の額のときには多分オーバーしていないと思う。108万円の壁というより減額されていたときの2分の1の壁で、人件費は固定なので、超える例があったとは聞いている。

委員：私は新政みえに所属しているが、会派としての意見ではなく、会派内での雑談というレベルで話をしていたときには、「うちの地方は家賃が安いので、事務所を構えていても超えない。ただ、あなたみたいに四日市市で大通りに面していたら、月の家賃は高いだろう。そうなってくると、例えば月30万円ぐらいの事務所を2名でどーんと大きなものを借りたとしたら、それは半分でも15万円だから、軽く超えてくるのではないか。それを全部政務活動費計上できて、個人分の大半が事務所費に使えらなってくると、大通りに面して結構な宣伝ができるよね。政務活動費として計上しているものが、そういう知名度を上げるのに資するような状況になるのはどうなんだという意見が県民から見たらあるかもしれないね」と言われて、私も使っていないので、ぴんと来ていないところがあったが、確かに108万円の上限というのにはそういうニュアンスもあるのかなと理解したところである。

委員：本当に、大通りとかに名前を出すというのは県議会活動以外に選挙につながるというのもあるなとすごく感じたが、ただやっぱり、それだけの経費がかかるということは逆にほかの目的で使えなくなるというところでもあると思うので、何に使うかはそれぞれの個人の判断だと思う。そう考えると、上限がある理由がまた1つ見えなくなるのかなと思う部分もある。

委員：ほかに意見はあるか。なかなか悩ましい。

委員：さっき座長がおっしゃったとおり、本当に大通りに面するところで事務所を構えるとすごく広告宣伝になるなと今思ったので、やっぱり上限を設けて、ちょっと蓋をするではないけれども、そういったことは必要なのかなと思った。

逆に、人件費は、ここに組み込むのではなく、分けてもいいのかなと思う。ちょっと事務員が欲しいなと思うときもあるが、私は事務所を借りていないので、逆にこの人件費に108万円を使うこともできるけれども、それも人それぞれの使い方の中で。とはいえ、月額でいただいている議員報酬は完全に生活費でもないの、そこから持ち出しでどれだけ使うかもそれぞれの議員のやり方次第なのかなと思う。

そもそも、県議会議員の政務活動費がすごく多い中で、すごくぜいたくな議論をさせてもらっているなという印象はある。皆さんの話を踏まえて、この上限の意味が今ちょっと腹落ちしたところもあるので、必要なかなと私は思った。

委員：私の雑談を紹介したことがそちらに振ってしまったかもしれないので、すまない。

委員：先ほど座長が言われた、大通りの人通りが多いところに大きくばーんと事務所を構えるという話ですけど、多分それはまたこの上限の話とは別になってくるのかなと思っていて、PRとして使っているという形ではなく、あくまでも事務所として構えるというところの話である。それであれば、PRをしないような仕組み、これは公職選挙法になってくるかも分からないが、というところに関わってくるのかなと思う。あくまでも事務所として使うことへの上限設定が果たして必要なのかというのが自由民主党での議論なので、もしそれが選挙に使われるんじゃないか、PR目的なんじゃないかということであつたら、別でガイドラインで何かしらの規制を設けるという対処法が必要なかなと思う。あくまでも

事務所費等に関する上限というのが現状に合っていないんじゃないかというので問題提起をさせていただいているところである。私は、ほとんど使ったことがないので分からないのだが。

委員：事務局に伺いたい。私は事務所費は後援会費で出しているが、政務活動費で出している方というのは、100%なのか、後援会費と按分しているのか、その辺はどうなっているか。

事務局：按分されていると理解している。

委員：ということは、108万円と言いながら、216万円かかっているという認識だな。

委員：216万円以上、300万円かかろうが、108万円という上限が今かかっているということである。

委員：私は、政務活動費で事務所を借りていたことがあったがやめた。月額10%カットされた4年間があったときに、自腹を切ることがあり、こんなのはもう持たないと思ってやめた。事務所費に加え、事務所を開けば事務員もいる、あと、電気代から水道代からいろいろ要となると、108万円を使ってもその倍では利かないので、月々10万円ぐらいの持ち出し、年間120万円ぐらいの持ち出しでやっていたけれども、もうしようと思わない。個人的な感想である。

委員：108万円の上限が撤廃されてもか。

委員：2分の1の按分も変えてもらわないとする気はない。

委員：事務所費が全部で216万円あるとすると、108万円の上限とは別に、政務活動なのか後援会活動なのか分からないので2分の1という規定もあるのか。

事務局：当日配付資料では政治団体がA、Bと2つあるが、政務活動が1と政治団体が1で2分の1というのが多いケースなのかなと思う。

委員：ほかに意見はどうか。割れているようで割れていないような、ちょっと難しいところだが。

一月当たりの2分の1の上限というガイドライン上の記載もあったと思うが、事務局として、そのことの実態についても紹介いただきたい。

事務局：今、座長の方から紹介いただいたが、年額108万円の上限とは別に、実は月ごとにも同じような制限がある。ただ、やはり月によって議員の方々の活動の繁忙があり、例えば県外に行かれたりして全体の支出が多い月と、少ない月とがあるので、月単位で見えていくと、その半分を超えてい

る場合が実態としてはある。我々としては、実態として、月ごとの上限はスルーして、年額で超えているか超えていないかという部分の確認だけさせていただいている。

委員：先ほど説明いただいたのは、**資料1**の15ページの※印のところのただし書だな。

事務局：そうである。

委員：これは実態には沿っていないというのが現状だと思う。これは多分事務所費等を計上している方の全てがこういうことになっているということだな。このとおりにはなっていないということが現状なので、このただし書のところをガイドライン上はなくすということもまずは見直しの一歩ではないかと思うが、皆さんの意見を賜りたいと思う。一月当たり2分の1を超えないというのが現実的ではないというのは、あまり意識していなかったかもしれない。

事務局：事実上、こういう2分の1を毎月超えないようにというのはなかなか実態にそぐわないので、事務局としても、ここの部分は削除できればなと思っている。

委員：事務費というのは何を指すのか。事務費と事務所費の違いを教えてください。

事務局：事務費というのは、例えばファクスを借りたりとか、コピー機を借りたりとか、鉛筆を買ったりとか、そういったもろもろの雑費と理解いただければと思う。

委員：ということは、事務所費は家賃ということだな。

事務局：そうである。

委員：事務局からも実態に即した形での見直しをしてはどうかという提案もいただいたが、まず、このことに関してはどうか。ただし書のところを実態に即した形で削除するということによいか。

全員：異議なし。

委員：それでは、この部分については、その方向でさせていただきたいと思う。

ただ、108万円の上限の設定に関しては、少し意見が分かれるところがあるので、ここは中長期の課題としてしっかりと継続協議をしていくということによいか。

全員：異議なし。

委員：それでは、そのようにする。

次に、21ページの⑦、モバイル端末の損害保険に係る新政みえからの意見について、協議結果を新政みえから順に報告願う。

委員：新政みえからの意見だが、対象とすることは困難であるという結論になった。

委員：自由民主党としては、現時点では他都道府県においてもモバイル端末の保険料を政務活動費の対象とした事例は確認されておらず、また、議会貸与パソコンへの移行も予定されていることから、現段階でガイドラインを改正する必要は高くないものとする。今後の議会貸与端末の運用状況や他県の取扱い等を踏まえ、必要に応じて改めて検討していくことが適当ではないかと思う。

委員：自民党県議団としては、基本的に現行どおりで、改正の必要性を感じていないが、ここでの結論に従う。

委員：草莽としては、別に計上してよいのではないかと思うが、ここでの決定に従う。

委員：公明党は、整合性や役割分担の確認も必要だということで、どうなっているのかということをもまずは把握したいという趣旨の意見だと思う。

委員：日本共産党としては、「位置づけたらいいです」というシンプルな答えになっているが、それも強い意見というわけでもないので、結論に従う。公明党同様に、実態の把握は必要だと思う。

委員：参政党としては、ちょっと細かい話になるが、皆さん、いろいろ保険をかけているかと思うが、例えば自宅の火災保険で携行品の損害について請求できる保険もあるし、政務活動で使っているPCやタブレットのみに使える損害保険なのかとか、ちょっと保険の種類に詳しくないので分からないが、それだったらよいのかどうかということ。また、自分がかけている保険で使えるものもある。損害保険をかけて政務活動費で出したとしても、壊れたときにその保険が使えるのかどうかとか、ちょっとまたここも細かい議論ができてしまうのかなと思った。

委員：この論点について各会派からの意見を出していただいたが、参考情報が事務局からあるので願います。

事務局：（資料3及び資料3－別紙7により説明。）

委員：先ほどの事務局の説明も含めて、皆さんから意見、質問等をお願いする。

委員：新政みえから上げさせていただいたが、内容としては対象とすることが困難であるという形で意見がまとまっているので、これはもう現状のままということでお願いさせていただけたらと思う。

委員：ということだが、それでよいか。

全員：異議なし。

委員：それでは、そのようにする。

あと、このことについては議会貸与端末がまた変わっていくので、そのときにもし課題があれば、また課題認識を持って、いろいろなところで発言等をしていただければと思うので、これはもう議論をしていかないうということでもとめたいと思う。

次に、23ページの⑧、文化振興に係る政務活動に係る自由民主党からの意見について、協議結果を新政みえから報告願う。

委員：新政みえとしては、全く否定はできないということだが、県民の理解が得にくいとも考えられ、慎重に議論する必要があるということで、中長期課題とするべきという結論である。

委員：自由民主党としては、美術館、博物館、演劇、舞台を一律に区別はできない、線が引けないので、議員自身が説明できるかどうかを基本に判断すべきだと考える。ガイドラインは、何が対象で、何が対象外かをびっしり細かく定めるのではなく、どういう考え方で、どういう説明責任が取れるかとか、ちょっと抽象的になってしまうが、そういう表現をガイドラインにさせていただいたらどうかという意見である。

委員：自民党県議団としては、充当した議員の責任の下、計上を認めるべきだと思う。

委員：草莽としては、現行どおりでよいと考える。

委員：公明党は、議員が説明を果たせばよいということである。

委員：日本共産党としては、認めないとすべきと書いてあるが、やはり説明責任が果たされることが必要だと思う。

委員：参政党としては、確かに美術館、博物館と何が違うんだと言われると、ちょっと答えにくいところもあるかと思うので、それを見たり、聞いたり、感じたりしたことで、どのように県民に利益をもたらすのかといった説明を議員本人ができるのであればよいのではないかと思う。

委員：意見を報告いただいた。これも参考情報があるので、事務局から説明願う。

事務局：（資料3、資料3－別紙8及び資料3－別紙9により説明。）

委員：では、先ほどの各会派の意見、それから事務局からの参考情報に対して、意見や質問等があったらお願いします。

委員：うまく言葉にできなくてもやもやしていたが、茨城県の例だったり、26ページ、27ページの裁判例を見て、すごく私も晴れたのだけれども、やっぱり県政をよくする目的での訪問だったり、そういう調査というのは一定必要な側面もあると思うし、例えば茨城県は、質問をするなど政務活動に結びつける合理的な説明ができれば充満可能ということである。また、この2つの裁判例を比べてみると、内情が全然違うなと感じた。一方は、質問をするためという合理的関連性が認められて、もう1つは、そこがあまりはっきり認められなかったというところがある。茨城県の状況は、すごく参考になるのではないかと私は思った。

委員：資料3の28ページの裁判例は、現地へ行って一般客として質問を行ったが、一般客としての行動でしかなかったというところから認められていないということがあるということなので、県議会議員としての政務活動があるのかどうかというところが一番の問題になってくるのかなとは思っているところである。

事務局に確認だが、演劇や音楽鑑賞はもう一律に駄目だとアドバイスしているのか。

事務局：実態としては、一律ではなく、問合せがあれば個々に対応ということだけれども、その問合せの数もそんなに多いわけではないという状況である。

委員：今は、ガイドライン上は何も記載がない。そういうことから、議員としても、明らかに政務活動だとはっきり自分が説明責任を果たせるような活動をしていても計上を控えているということもあるのかもしれないということからすると、見直すとするならば、ガイドライン上、政務活動に資するものだというのであれば計上できるということを明記してもよいのかなとは思いますが。ただ、ちゃんとした説明責任が要るし、説明責任の現れとして、一般質問で取り上げたとか、執行部とこのテーマで意見交換なり要望をしていくときに、ここへ行ったことを事例として挙げたとか、そういう条件等をつけるということも必要になってくるのかなと思っているところである。

となってくると、ガイドライン上そのようなことを原案として書くの

は、事務局としてそう簡単にはできないか。

事務局：茨城県はあくまで我々の調査に対して回答していただいたもので、ガイドラインに書いているわけではないが、相当踏み込んだ感じのことを書いているが、どのレベルまで書くかというのは本当に皆さんそれぞれあると思うので、非常に難しいと感じている。

ガイドラインに書いている都県については、**資料3**の25ページに抜粋してあるが、単に調査先入場料等を例として挙げているところが多く、基準をはっきり書いているのは、「目的、政務活動との関連等が明らかな場合に限り、充当が可能である」としている静岡県が唯一の例かと思う。

委員：確認だが、茨城県は、運用上そういうところの確認をちゃんと取っているということか。

事務局：そのように回答いただいた。

委員：ただ、そこまでガイドライン上書き込めるかどうかというのもあるので、これもやはりしっかり時間をかけないと難しいかなと思う。

委員：確認させていただきたいが、今、この三重県のガイドライン上は記載がない形だが、運用上、文化的イベントというのは、極力上げないようという案内がされているのか。あくまでも運用上は、個人の議員の説明責任で、文化的イベントであっても、ちゃんとした理由があれば、今でもいけるという理解でよいのか。

事務局：収支報告書の確認のときが多いけれども、計上いただいた内容を見て、こちらのほうで個々にちょっとこれは難しいということがあれば、一人一人にどうしてこれが必要だったかということを聞かせていただいて、そういうことであれば計上していただいても大丈夫かというのは、相談して内容をお聞きしながら、お認めできるかできないかを考えているというのが現状である。運用があるとかそういうわけではなくて、お聞きした内容を見て難しいようならば、総務課の中でもいろいろ話をして、これだったらどうかなという、それが現状である。

委員：個別で判断しているということだな。

事務局：そうである。

委員：個別で今も判断されているということであれば、我々はあくまでも運用上そういう課題があると聞いていたので、会派としては、こういった文化的イベントも計上できるようにというか、一律に区分をして、これ

はよくてこれは駄目といった線引きを運用上もせずに、議員がしっかりと県政に役立つと思って行った部分に関しては議員としての責任において計上すべきというふうに、我々自由民主党としては考えているので、ガイドラインどうこうという話ではなくて、あくまでも運用上これはよくてこれは駄目という線引きではなくて、内容によって個別に判断するということなら、現行どおりのガイドラインでよいのかなと思う。

委員：自由民主党からそういう意見があった。日本共産党は一応字面上は「認めないとすべき」とあるが、説明できないようなものに関しては認めないということだから、そうなってくると、ガイドラインを見直すことは別に必要ではないという結論に至るのかなと思う。

議員が説明責任を果たせるものに関しては計上するし、事務局として疑義があれば、個別に確認して、判断するということになっているので、これまでどおりのガイドライン及び運用という形にしていこうと思うが、いかがか。

委員：それで構わないが、静岡県は、「目的、政務活動との関連等が明らかでない場合に限り、充当が可能」と書いてある。裁判例を見ていくと、青森県も同じようなことが書いてある。そういう表記まで書いたほうが事務局が楽ではないかという気がするが、いかがか。

委員：事務局が今後判断していくよりどころとなるような一文があってもいいのではないかということだな。

委員：政務活動と関連があるかどうかを自身で判断いただいたらよいのだが、まさしく裁判例が静岡県と同じ根拠となっているので、そう思われる場合ならよいと明記したほうが、事務局が判断いただくときに楽かもしれないと思う。

委員：今、現状やっていることを明文化するということだが、その辺、事務局はいかがか。

事務局：そう言っていただくと、こちらとしては大変ありがたく思う。

委員：そうすると、静岡県の運用指針でいう「県内の美術館や博物館等の入館料を充当する場合は」の「等」に関しては、この議論でいくと、文化的イベントもこの「等」に含まれるという理解でよいか。

委員：私としてはそう判断しているが、事務局にも確認する。

事務局：先ほど事例でも紹介させていただいたが、地元住民によるコンサートも認めているので、おっしゃるとおり文化的イベントも「等」の中に含

まれるということによいと思う。

委員：それでは、そういう方向性でよいか。

全員：異議なし。

委員：それでは、そういう方向性としていと思うので、よろしくお願いします。

最後に、29ページの⑨、会派分と個人分の区分の在り方に係る自由民主党からの意見については、提出会派の自由民主党において意見の再整理をしていただくこととなっていたので、自由民主党からその結果を報告願う。

委員：会派分と議員分の具体的な使途については、現行制度においても会派の意思決定と責任の下で柔軟に運用できることが確認されたので、現時点ではガイドラインの見直しを行わず、会派分の活用方法について会派内で改めて整理・共有することが適当だと考える。

委員：ただいまの報告について質問等はあるか。

全員：質問等なし。

委員：なければ、先ほどの報告を踏まえ、この論点については現行ガイドラインのままで見直しは行わないという方向にしたいと思うが、よいか。

全員：異議なし。

委員：それでは、そのようにする。

これで、各会派から提出された意見等に係る方向性についての協議を終わらせていただく。

今回は、10月頃に第5回プロジェクト会議を開催し、本日いただいた意見を踏まえ、正副座長において、絞り込む論点についてのガイドライン改正案のたたき台や、中長期的な課題として整理する論点の案をお示しさせていただき、それに基づいて議論をいただきたいと思う。

なお、次回プロジェクト会議の具体的な日程については、この後の委員協議で調整したいと思うので、よろしくお願いします。

本日協議いただく事項は以上だが、ほかに何かあるか。

委員：1点、政務活動費ガイドラインの中で、事務局に確認させてほしいが、「事務所費、事務費、人件費の支出上限設定」の中で、「人件費には親族の雇用を計上することは認められません」と書いてあるけれども、親族とは誰か、どこまでかというのは分かるか。

委員：その辺り、事務局としての判断基準のようなものはあるか。

事務局：過去からそのように記載されており、今、例えば何親等の方までがセ

ーフとかアウトとかというのは、申し訳ないが、そういったところまではちょっと持ち合わせていない。

委員：これもどこかに聞けば、どこかで作っているかののかも分からないが、決めておく必要があるのかなという気がしたので。

委員：全国的に、親族に対し給与を払っていたりという問題があったりするので、そこら辺は襟を正していくことが必要なのかも分からない。このことについては、テーマとしては上がっていないけれども、事務局にも少し検討課題として捉えていただいて、過去の事例等も見えていただきながら、このプロジェクト会議で議論するかどうかは内容にもよるが、確認をしてもらうということにしておく。

ほかに意見、質問はよいか。

全員：意見等なし。

委員：なければ、以上で本日のプロジェクト会議を終了する。